



令和5年7月3日

国土交通省関東地方整備局

高崎河川国道事務所

群馬県内で初めて、届出対象区域を指定しました

～ 沿道民地における電柱を対象とした「届出・勧告制度」の運用開始 ～

道路の沿道で、道路管理者が指定した「届出対象区域」の中に電柱を設置する場合、設置者は道路管理者に対して「届出」を行い、道路管理者は道路閉塞のおそれがある場合には必要に応じて設置場所の変更等の「勧告」を行えることとした、「届出勧告制度」が令和3年に創設されています。

このたび、群馬県内で初めて、「届出対象区域」が指定され、「届出・勧告制度」の運用を開始しますのでお知らせします。

■届出対象区域を指定した箇所：国道17号の下記対象区間
前橋市鳥羽町字東薬師三六番六～同市大友町一丁目三番八

■対象工作物：電柱

■運用開始日：令和5年7月4日（火）

別紙1：「届出・勧告制度」の概要

別紙2：届出対象区域の指定範囲

別紙3：参考 道路法

※高崎河川国道事務所のホームページ、ツイッターでもご確認頂けます。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 刀水クラブ・テレビ記者会 高崎記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 高崎河川国道事務所

電話：027-345-6000（代表） FAX：027-345-6085

・副所長 洲永 美秋（すなが よしあき）〔内線：204〕

・工務第二課長 関 徳和（せき のりかず）〔内線：411〕

沿道区域における「届出・勧告制度」の概要

○目的

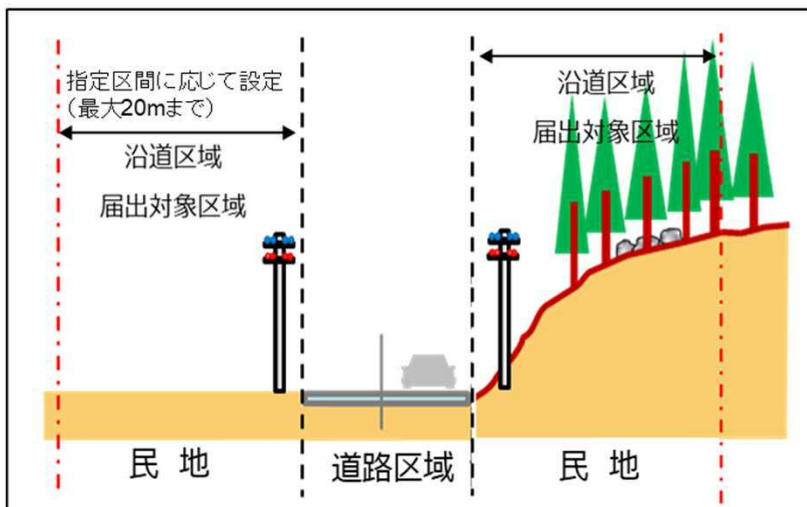
沿道民地からの工作物等の倒壊による道路閉塞を防止(道路法改正(R3.9施行))

○制度の概要

道路管理者は沿道区域・届出対象区域を指定し、区域内に工作物(電柱等)を設置する際は、設置者から道路管理者へ届出。

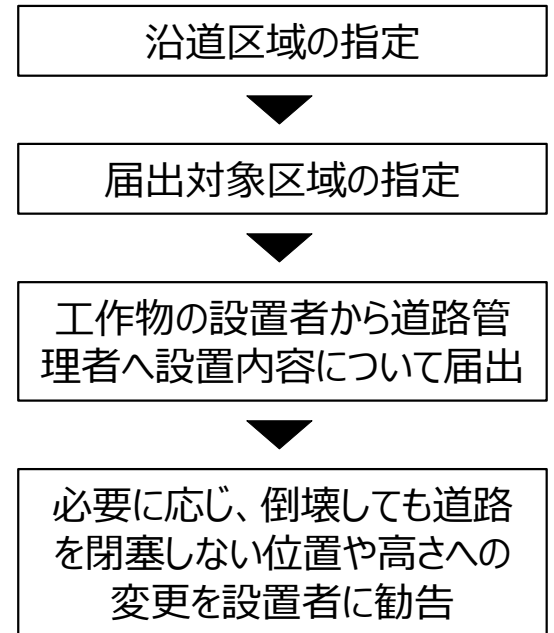
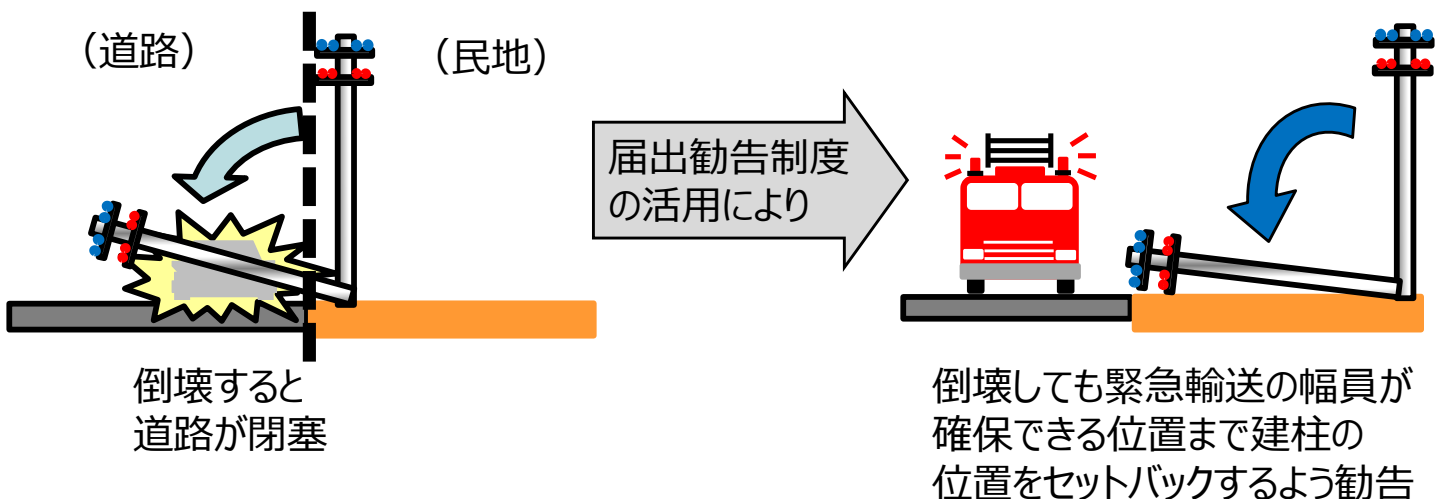
届出に対し、道路閉塞のおそれがある場合は必要に応じ勧告。

【 沿道区域・届出対象区域のイメージ 】



沿道区域:道路に損害や危険を及ぼす場合は、その防止措置を命ずることが可能な区域
届出対象区域:沿道区域の全部又は一部において、電柱等を設置する際、届出が必要な区域

【 手続きの流れ 】

【 道路の閉塞を防止する仕組み 】
(イメージ)

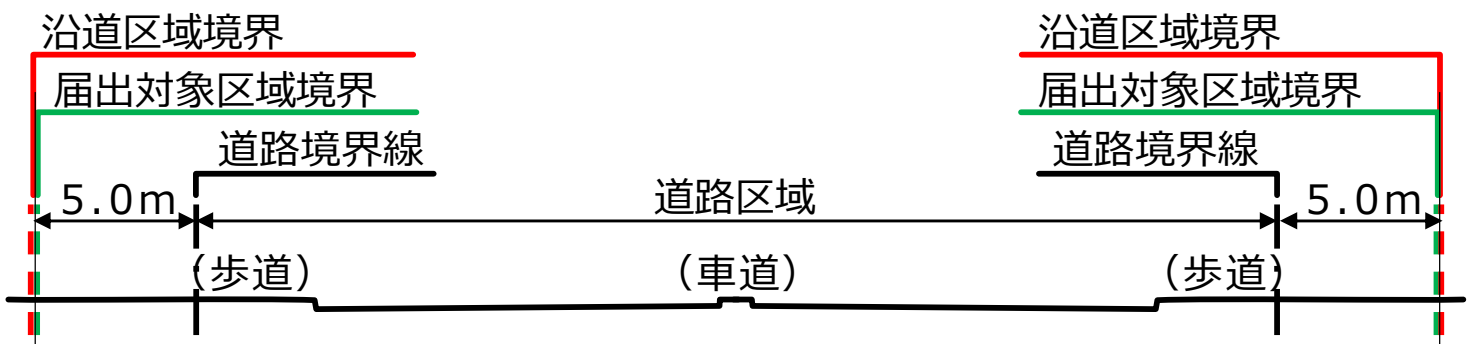
※今回は、新設する電柱を対象とします。

届出対象区域の指定範囲

群馬県
前橋市鳥羽町字東薬師三六番六から
同市大友町一丁目三番八まで



【沿道区域・届出対象区域のイメージ】



【参考】 道路法**(沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)**

第四十四条 道路管理者は、道路の沿道の土地、竹木又は工作物が道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。ただし、道路の各一側について幅二十メートルを超える区域を沿道区域として指定することはできない。

- 2 前項の規定による指定においては、当該指定に係る沿道区域及び次項の規定による措置の対象となる土地、竹木又は工作物を定めるものとし、道路管理者は、当該指定をしたときは、遅滞なくこれらの事項を公示するものとする。
- 3 沿道区域の区域内にある土地、竹木又は工作物（前項の規定により公示されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（以下略）

(届出対象区域内における工作物の設置の届出等)

第四十四条 の二 道路管理者は、沿道区域（前条第二項の規定により同条第三項の規定による措置の対象となるものとして工作物が公示されたものに限る。）の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定することができる。

- 2 道路管理者は、前項の規定による届出対象区域の指定をしようとする場合においては、条例（指定区間内の国道にあつては、国土交通省令。以下この条において同じ。）で定めるところにより、あらかじめ、その旨及びその区域を公示しなければならない。
- 3 届出対象区域の区域内において、工作物（前条第二項の規定により公示されたものに限る。）の設置に関する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、条例で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他の条例で定める事項を道路管理者に届け出なければならない。
- 4 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。
 - 一 軽易な行為その他の行為で条例で定めるもの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 国又は地方公共団体が行う行為
- 5 第三項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち条例で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、条例で定めるところにより、その旨を道路管理者に届け出なければならない。
- 6 道路管理者は、第三項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が災害が発生した場合において道路の構造に損害を及ぼすおそれ又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し場所又は設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。